

一般社団法人山梨県バレーボール協会 会員の会費に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人山梨県バレーボール協会（以下「本会」という。）の会員の会費に関する規程を定める。

（正会員の会費）

第2条 定款第6条第1項第1号に規定する正会員は、同第8条第2項に規定する次に定める会費を年会費として、別に定める期日までに本会に納めなければならない。

（1）正会員個人会費 6,000円

（2）正会員団体会費 6,000円

2 定款第8条第2項に規定する入会金は、当面、徴収しないものとする。

（賛助会員の会費）

第3条 定款第6条第1項第2号に規定する賛助会員は、同第8条第2項に規定する次に定める会費を年会費として、別に定める期日までに本会に納めなければならない。

（1）賛助会員

① サポート会員 一口 10,000円

② サポート企業 一口 50,000円

2 定款第8条第2項に規定する入会金は、当面、徴収しないものとする。

（会費の納入対象）

第4条 4月1日時点の会員は、当該年度の会費を納入する義務を負う。

2 年度途中に入会した会員は、前項の規程に関わらず、入会した年度の会費を納入するものとする。

（会費の納入方法）

第5条 会費は、本会会長が指定する期日までに、本会の指定口座に振り込みによる方法又は事務局職員への現金納付の方法により納めるものとする。

（会費の返還）

第5条 定款第13条の規定により会員から納められた会費は、これを返還しない。

但し、会費を納入後1か月以内に病気、事故及び死亡等によって、本人又は家族から返還請求があった場合は、会費の一部又は全額を返還することができる。

（賛助会員の募集）

第6条 本会の賛助会員の具体的な募集方法や賛助会員の特典・責務等に関しては、理事会の決議を経て、別に定める。

（その他）

第7条 この規程の施行に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附則

第1 この規程は、令和7年6月24日から施行する。